

令和6年4月4日

各附属校園長 殿

副学長（附属学校担当） 殿

学 長

いじめ防止等に係る指示書

－「調査報告書」（いじめ調査委員会）を受けて－

- ・ 附属小学校で発生した事案を厳粛に受け止め、附属小学校、附属こども園、附属中学校ともに、「いじめ防止対策推進法」・「いじめの防止等のための基本的な方針」・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省通知）を理解し、校園長及び副学長（附属学校担当）のリーダーシップにより、以下を確実に実施すること（附属こども園においては適宜対応すること）。
- ・ 実施結果や進捗は、学長及び附属学校部運営委員会に報告すること。

【附属小学校と副学長（附属学校担当）に対して】

1. 「附属小学校におけるいじめ未然防止・早期発見・事案対処のための行動計画作成 WG」（仮称）を速やかに設置すること
 - ・ 設置案は後述する。

【附属学校園に対して】

2. 全教員に対し、ただちに、いじめの定義の共通理解を図ること
3. 各附属学校園における「令和6年度版いじめ防止基本方針」を速やかに策定すること
 - ・ 「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校園の実態に即した方針とすること。
 - ・ 策定後、附属学校部運営委員会及び学長の承認を経て、HP 等で公表し、保護者に説明すること。
4. いじめ防止等のための常設組織を適切に機能させること
 - ・ 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえること。
 - ・ 小学校においては現行の SNE 委員会で扱うのではなく、それとは別に組織し（SNE 委員との兼任は可）、校長のガバナンスが発揮できるよう適切に機能させること。
 - ・ スクールカウンセラー、大学における心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、等を含めること等、を検討の上、組織すること。
5. 未然防止、早期発見、事案対処のための行動計画等を速やかに策定し、実施すること
 - ・ 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（文部科学省）を参考にすること。

- ・ 早期発見と事案対処のためのマニュアル（対応フローを含む）とチェックリストを策定すること。
- ・ 園児児童生徒（以下、子ども）に対しては、学級会、全校集会等でいじめの定義を示し、いじめは絶対に許されないものとして、いじめに向かわない態度・能力の育成（未然防止のための指導プログラム）、及びいじめに気付くこと、いじめを止めること、等について理解させる指導について、速やかに年間指導計画を策定し、年度を通して実施していくこと。
- ・ 課題を抱える子どもが複数在籍する実態に鑑み、校園長やいじめ防止等のための常設組織が主導して、対応方法を策定すること。
- ・ 困りごとを持つすべての子どもが適切な援助要請行動をとれるよう、SOS の出し方教育に取り組むこと。また、「なら Cocoro ライン」など、SNS を活用した方法も、奈良県教委からの派遣教員の協力も得て実施すること。
- ・ 令和 6 年度の全教員に対し、いじめの定義についての理解や実践的についての研修を行うこと。
- ・ これらについては、保護者にも説明し、教職員・子ども・保護者が一体となっていじめの発生防止に努めること。

6. 早期発見につながるアンケートを策定し実施すること

- ・ 小学校においては現行の「友だちのことでこまっていますか」アンケートを廃し、定義したいじめを認知できるアンケートにすること。
- ・ 回収率を 100% とすること。

7. 校園長は、以上の計画及び取組の進捗を把握し、学長及び附属学校部運営委員会に定期的に報告すること

【副学長（附属学校担当）に対して】

8. 学内に、いじめの防止対策を推進するための組織を速やかに策定すること

- ・ 防止対策推進の実施状況を把握し必要に応じて指導・助言を行う等、積極的な関与をすること。
- ・ 学校で発生するいじめの個別事案に対応した指導・助言を行うこと。
- ・ 副学長（附属学校・渉外担当）、総務課長、スクールカウンセラー、専門家等を含めた構成とすること。

9. 附属学校部運営委員会において、定期的に校園長から計画及び取組の進捗を報告させること

「附属小学校におけるいじめ未然防止・早期発見・事案対処のための行動計画作成WG」（仮称）
学長案

(1) 目的

「調査報告書」及び「学長指示書（4月4日付）」を受け、附属小学校における、いじめの未然防止・早期発見・事後対処に係る以下の策定等を、支援し確認する。なお、必要に応じて、附属こども園や附属中学校のこれらについても支援し確認する。

- ① 「令和6年度版いじめ防止基本方針」の策定
- ② 「いじめ防止のための常設委員会」（仮称）の設置
- ③ 「早期発見と事案対処のためのマニュアル（対応フローを含む）とチェックリスト」の策定
- ④ いじめについての年間指導計画（未然防止のための指導プログラム、教員のための研修計画を含む）の策定
- ⑤ いじめを認知するためのアンケートの策定
- ⑥ いじめの防止対策を推進するための組織（学内）の設置

(2) WGの組織

- ① 副学長（附属学校担当）
- ② 副学長（総務担当）
- ③ カウンセリングや心理学を専門とする教員1名
- ④ 附属小学校より教頭を含む若干名
- ⑤ 事務職員1名

(3) 期間

令和6年4月（第2週を目途）～5月末日